

平成22年第13回宮古島市農業委員会総会 議事日程

- 1) 会議の日時 平成22年12月21日 火曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎2階会議室
- 2) 出席状況 委員数 30名 出席委員 30名
- 3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

5番 奥 浜 健 委員 6番 島 尻 隆 義 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請のついて

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の基づく農地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

平成22年第13回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成22年12月21日 火曜日 14時03分 から 16時46分
2. 開催場所 上野庁舎2階会議室
3. 出席委員 (26人) 委員数 (30人)
4. 欠席委員 (4人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	上里 弘		○	11	濱川清重		○	21	喜久川昭則		○
2	芳山辰巳		○	12	砂川博一		○	22	古波蔵丈貢		○
3	仲間則人		○	13	砂川永太郎		○	23	前泊 恵		×
4	與那覇治		×	14	比嘉臣雄		×	24	島尻幸夫		○
5	奥浜 健		○	15	西里芳明		○	25	下地 昇		×
6	島尻隆義		○	16	喜屋武隆		○	26	下地勇徳		○
7	根間光太郎		○	17	松川光雄		○	27	上地良淳		○
8	渡真利等		○	18	長崎次登		○	28	砂川寛茂		○
9	砂川博克		○	19	下地博和		○	29	佐久田強		○
10	下地盛一	職務代理	○	20	松川吉太郎		○	30	野崎達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎達男

5番委員 奥浜 健 6番委員 島尻隆義

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 平良朝弘 次長 砂川芳徳 係長 仲間毅

係長 池田良永 主査 漢那一弘

7. その他の出席者

沖縄県農林水産部 宮古農業振興センター(農政スタッフ)

主事 具志

開 会 14時03分

閉 会 16時46分

8. 会議の概要

平成22年12月21日

開会： 14時03分

議長 ただ今から、平成22年第13回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。

出席委員は、26名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、4名欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

それでは、5番、奥浜 健委員、6番、島尻隆義委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の砂川芳徳氏を指名いたします。

それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを議題とします」
会議の運営上、有償移転、使用貸借、賃貸借、無償移転、交換移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請(有償移転)は、14件でございます。まず、受付番号1番から14番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号1番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から14番までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番、2番、3番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の場所については、城辺字比嘉集落の東に、大川土地改良区内にあり土地改良事業整備地区で、周囲はサトウキビ畑で、譲受人もサトウキビ作の農業経営の開始となっております。

2番について、平良字下里腰原集落の南、国道390号線下地からバイパス線入り口の北との中間にあり、未整備地区で草地としての利用しています。

3番について、城辺字福東集落の東にあり、周囲はサトウキビ畑で、農業経営の開始になります。

3番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所については、平良字松原、松ヶ原ゴルフ場から久松集落へ右手に土地改良事業整備地区があり当地は、整備済み箇所になり、現在サトウキビを植えてあり。農業経営の規模拡大です。

5番委員 受付番号5番、6番について、現地調査の結果を報告いたします。

5番については、下地字川満集落の南で、土地改良未整備地区で周囲はサトウキビ畑が広がり受付番号16番と関連しサトウキビ作の経営の開始になります。

6番は、下地字川満集落の東で、土地改良整備済地区で周囲はサトウキビ畑が広がりサトウキビ作の経営の開始になります。

11番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良字池間、池間地区前里地区となりますが、いずれも海岸沿いにあり現在は、ネムノキが生い茂って譲受人が開墾してサトウキビ、果樹の栽培を計画しています。

17番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は城辺字砂川、砂川小中学校から北へ、土地改良事業の地下ダム施設東山ファームpondとの中間にあり、土地改良整備済み地区で、周囲はサトウキビ、葉たばこ、野菜、草地等が栽培されています。葉たばこ栽培の規模拡大です。

18番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は伊良部字池間添、牧山の東にあり、周囲は、サトウキビ畑が広がりサトウキビの規模拡大になります。

20番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
場所は、平良字狩俣集落入り口、狩俣駐在所から南へ約500mのところであり周囲は、サトウキビ、葉たばこ作があり、当地は、2人の共有地で持ち分の移動になり、現在譲受人がサトウキビを栽培しています。

24番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
平良字鏡原、農業生産法人プカラス農園の西にあり、兄弟の関係で、受付番号17番と関連し、農業経営の開始となります。

26番委員 受付番号12番、13番について、現地調査の結果を報告いたします。
12番は、平良字高野集落の南東約500mにあり、周囲はサトウキビ畑が広がりサトウキビ栽培の開始となります。
13番は、平良字山中集落の東上野千代田カントリークラブ西約300mにあり、周囲はサトウキビ畑が広がりサトウキビ栽培の規模拡大となります。

27番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。
場所は、平良字山中集落内、福祉事業所青潮園の南約500mにあり、現在ネムノキが生い茂って遊休化しており、譲受人が開墾し農業経営の規模拡大をする。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)受付番号1番から14番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことと原案のとおり、決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用貸借、賃貸借)についてを議題とします、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請(使用貸借、賃貸借)は、4件でございます。受付番号15番から18番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号14番から18番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号15番から18番までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
5番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、城辺字友利インギヤー地区から海岸添えに仲原集落との中間にあり、土地改良事業整備地区で、周囲は、サトウキビと葉たばこが栽培されており、受付番号19番と関連し葉たばこ栽培の規模拡大です。

7番委員 受付番号16番について、現地調査の結果を報告いたします。

受付番号5番と関連しており、場所も隣接しています。

24番委員 受付番号17番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良字下里、受付番号11番と関連しており、場所も隣接しています。

26番委員 受付番号18番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良字下里、宮古消防本部の南で、大蔵省所有地の譲受人の変更で、兄弟になります、農業経営の開始のなります。

委員 担当委員の指名・説明

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用貸借、賃貸借)、受付番号15番から18番までは、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことで原案のとおり、決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転、交換移転)についてを議題とします、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請(無償移転 11件、交換移転 2件)は計13件でございます。まず、受付番号18番から31番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号18番から31番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号18番から31番までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

27番委員 受付番号30番について、交換分についての交換分の議案があがっていませんが。

事務局 現在土地改良事業地区内のあり、換地計画の中で処理できるとのことです。

休憩 14時44分

再会 14時49分

議長 別に質疑ありませんか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転、交換移転)受付番号18番から31番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか、

《異議なしの声あり》

それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

次の議題について、わたしが、農業委員会法第24条の規定に該当いたしますので、議長を下地盛一氏に交代いたします。

休憩 (議長交代) 休憩 14時50分

再会 (議長下地代理) 再会 14時56分

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)を議題とします。

議案第2号につきましては、27番委員30番委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席してください。

(27番 、30番委員退席)

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権)は、25 件でございます。まず、受付番号 1 番から25 番までのご説明いたします。

【議案第2号、受付番号1番から25番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、城辺字福東地区集落南にある地下ダム資料館西にあり、申請人は、兄弟で現在サトウキビが栽培されており、新規就農です。

2番委員 受付番号2番、3番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、上野宮国集落と大嶺集落を宮国学道線の間位置し両サイドにあり両地共に土地改良済み地区で牧草地であり、譲受人は認定農業者で、大規模畜産農家で草地の規模拡大です。

5番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所については、城辺友利地区から国道390号線を北へ農業生産法人ティダファームたらまを右手に

土地改良事業整備地区があり当地は、整備済み箇所で、現在サトウキビを植えてありますが、認定農業を受け施設園芸を計画しており、申請人は、夫婦です。

6番委員 受付番号5番から9番について、現地調査の結果を報告いたします。
5番については、城辺字保良地区集落より北に位置し、土地改良事業整備済み地区でサトウキビが栽培されており、サトウキビ栽培の規模拡大です。

6番は、城辺吉野集落の東にあり、未整備地区でサトウキビが栽培されており、9番は、土地改良事業済地区内でさとうきびが栽培されており、収穫後譲受人がサトウキビ栽培の規模拡大を計画しています。

7番8番については、城辺新城集落東にあり、未整備地区で隣接しサトウキビが栽培されており、収穫後譲受人がサトウキビ栽培の規模拡大を計画しています。

9番委員 受付番号10番から19番について、現地調査の結果を報告いたします。
現地は、10番から19番まで隣接しており、城辺西城根間地集落の北未整備地区で、現在譲受人が、サトウキビを栽培しておりヤミ小作の解消です。

8番委員 受付番号20番、21番について、現地調査の結果を報告いたします。
下地字嘉手刈集落センター北にあり、未整備地区で隣接し、現在サトウキビが栽培されており、所有権設定と関連し、収穫後サトウキビの規模拡大です。

18番委員 受付番号22番について、現地調査の結果を報告いたします。
伊良部前里添集落より東約1km東火山地区にあり周囲は、サトウキビが広がりヤミ小作の解消です。

19番委員 受付番号23番、24番について、現地調査の結果を報告いたします。
平良字大浦地区東にあり、隣接しサトウキビ栽培で、利用権設定の更新です。

26番委員 受付番号25番について、現地調査の結果を報告いたします。
現地は、城辺西城根間地集落の北未整備地区で、現在譲渡人が、サトウキビを栽培していますが、病気療養中で甥に譲渡する、サトウキビ栽培の規模拡大です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第3、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

(27番 委員着席)

休憩 : 15時23分

再会 : 15時25分

議長 次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)を議題とします。

議案第3号につきましては、30番委員が買受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで引き続き退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席してください。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は、9件でございます。まず、受付番号1番から9番までのご説明いたします。

【議案第3号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
場所は、城辺字比嘉地区の県道北部線添え比嘉ロードパークの東にあり土地改良済み地区内で、周囲は、サトウキビ畑が広がり、使用権設定から所有権への申請です。

6番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、城辺字吉野集落南東にありサトウキビ畑が広がり、使用権設定から所有権への申請です。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は平良字松原集落内、市営松原住宅団地から東、土地改良事業整備済み地区で、平成12年度不在者相談会により相談を受けての申請です。譲受人は、サトウキビ栽培の規模拡大です。

8番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

下地字嘉手刈集落センター北にあり、未整備地区で利用権設定と関連し、サトウキビの規模拡大です。

12番委員 受付番号5番、6番について、現地調査の結果を報告いたします。

5番の現地は、利用権設定と関連し隣接しており、城辺西城根間地集落の北未整備地区で、サトウキビと草地が広がり現在譲受人が、サトウキビを栽培しておりヤミ小作の解消で、認定農家で畜産とサトウキビの規模拡大です。

6番の現地は、利用権設定と関連し隣接しており、城辺下北集落の北、土地改良事業整備済み整備地区で、サトウキビと草地が広がり現在譲受人が、草地を栽培しておりヤミ小作の解消で、認定農家で畜産とサトウキビ、施設園芸の規模拡大です。

15番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、城辺字新城集落より東、300m周囲はサトウキビ畑で、当地は遊休地であるが、譲受人が開墾してサトウキビ作の規模拡大をする。

22番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、下地積間地区東にあり、平成12年度不在者地主農地相談会により相談を受けて譲受人との申請で認定農業者で、さつまいも栽培の規模拡大です。

28番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、上野字宮国、大嶺集落より新里集落へ向け市道ソバル線の間中にあり、サトウキビと草地、施設園芸があり、譲受人の所有地と隣接しておりサトウキビの規模拡大です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第4、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

休憩 : 15時37分

再会 : 15時48分

議長 次に、日程第5、議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法4条申請は、1件でございます。まず、受付番号1番のご説明いたします。

【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農地法第4条第1項の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の、現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 現場確認パトロール委員・説明

現地調査(パトロール)を平成22年12月16日(水曜日)に午後2時から17時までの日程により行い、調査委員は、野崎会長、根間光太郎委員と私、渡真利、それに事務局からは、平良局長、砂川次長、それに漢那主査、宮古農林水産振興センターから、知名主事が参加しました、

調査内容について、2時から2時15分まで、農業委員会事務局より調査内容の説明を受け4条1件、5条5件、その他2件、計8件の説明を受けた。

上野、城辺、平良の順に4時30分まで現場調査とパトロールを行い、事務局で内容の整理を行いました。

調査の結果、特に違反をしているところは、見受けられませんでしたことをご報告いたします。

それでは4条について、受付番号1番より説明いたします。

場所は、平良字大浦集落入り口県道添えにあり、農業施設の用途変更で農産物直売店の建築です、特に問題ないと思われま。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第6、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法5条申請は、6件でございます。まず、受付番号 1 番から 6番までのご説明いたしま

【議案第5号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農地法第5条第1項の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号 1番から、現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番について現場調査結果を報告と説明いたします。

上野字新里集落内国道390号線より東住宅密集地で宅地の駐車場としての申請です、農業生産性も低く妥当であると思われる。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

7番委員 受付番号2番について現場調査結果を報告と説明いたします。

城辺字砂川、砂川小学校の西北約300mの集落内にあり農家住宅の規模拡大2世帯住宅の申請で、農業生産性も低く妥当であると思われる。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

休憩 : 16時03分

再会 : 16時13分

7番委員 受付番号3番について現場調査結果を報告と説明いたします。

城辺字保良地区東平安名崎入り口南300mにあり、周囲は原野とサトウキビ畑で、岩石が所々露出し土壌も浅く農業生産性も低く、地域住民説明においての合意も得ている事から妥当であると思われる。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

休憩 : 16時21分

再会 : 16時34分

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

8番委員 受付番号4番について現場調査結果を報告と説明いたします。

委員 平良字下里腰原地区沖縄県合同庁舎南500m住宅密集地にあり借家住まいの為一般住宅の建設です、農業生産性も低く妥当であると思われる。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

8番委員 受付番号5番について現場調査結果を報告と説明いたします。

委員 平良字久貝集落の南久貝墓地団地南で土地改良整備事業との境に位置し、住宅兼ペンションの申請であり、農業生産性も低く妥当であると思われる。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

18番委員 現場確認パトロール委員・説明

現地調査(パトロール)伊良部地区を平成22年12月17日(火曜日)に午前10時から11時30分までの日程により行いました。

調査委員は、野崎会長、比嘉委員と私、長崎、それに事務局からは、平良局長、砂川次長、それに漢那主査、宮古農林水産振興センターから、具志主事が参加しました。

調査内容について、佐良浜漁港により調査内容の説明を受け5条申請1件の説明を受け、現場調査とパトロールを行い、内容の整理を行いました。

調査の結果、特に違反をしているところは、見受けられませんでしたことをご報告いたします。

それでは5条について、受付番号6番より説明いたします。

伊良部字仲地集落の南、住宅密集地で一般住宅の申請であり、農業生産性も低く妥当であると思われる。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第6、議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします以上で、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってをお願いいたします。

《発言なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、宮古島市農業委員会 第13回総会を閉会いたします。

ありがとうございます。

閉会 : 16時46分

平成22年12月21日

会長	野 崎 達 男
5番委員	奥 浜 健
6番委員	島 尻 隆 義